

平成25年3月11日

平成24年度定期監査の結果について

串本町監査委員 佐藤 優  
串本町監査委員 漆畑 繁生

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成24年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

## 平成24年度定期監査結果報告書

### 1 監査の実施年月日および監査対象

平成25年2月26日	建設課、教育課、水道課 議会事務局、田原小学校、田原消防分団
平成25年2月27日	潮岬幼稚園、潮岬中学校、串本消防分団（錦富） 税務課、総務課、福祉課、産業課
平成25年2月28日	住民課、企画課、串本消防署 和深消防分団、安指屯所、くしもと町立病院

### 2 監査した事項、監査の方法

上記各施設・部署において、予算の執行や備品管理などが適切に行われているか、また経営に関する事務が適切に執行されているか、下記証憑書類をもとに監査を行った。  
各部署の長から説明を受け書類の確認を行ったほか、各施設を抽出により訪問、備品の管理状況の確認を行った。

幼稚園	予算執行状況表、予算差引簿、備品台帳、切手受払簿
小中学校	予算執行状況表、予算差引簿、備品台帳、切手受払簿、就学援助費支給状況
病院	予算執行状況、資産台帳、切手受払簿、未収金収納状況
消防署・消防団	予算執行状況、備品台帳、器具の手入れ状況
役場各課等	予算執行状況、税・使用料の収納状況、貸付金の償還状況、備品台帳、切手受払簿

### 3 監査の結果

#### (1) 総評

帳簿・書類の照合、検査を行ったところ、概ね良好な予算執行及び事務処理が行われていると認められた。

指摘事項については下記のとおりであるが、事務処理上の軽易な事項についてはその都度口頭で指導し、改善を要請した。なお、軽易な事項以外に特に指摘が無かった部署については、本報告書への掲載を省略した。

#### (2) 指摘事項

##### (ア) 備品台帳の整備について

備品台帳は概ね整備されているが、上記各施設・部署の数カ所において、廃棄処分した備品の削除漏れや保管場所不明品が見受けられた（後日、担当課より保管場所の報告あり。）。

備品台帳への記載についても取得や廃棄時期がわかりづらい内容が見受けられた。取得や廃棄についてはできる限り詳細を記載するとともに、年度毎に備品一覧表を作成するなどの整理をされたい。また、定期的に廃棄処分品の確認を行うなど備品管理のために適切な台帳整備に努められたい。

##### (イ) 備品の取り扱いについて

備品の取り扱いや備品台帳への登載については前年度にも指摘したところであるが、部署の移動や室課の再編成等により、登載件数や保管場所が必要以上に多くなり備品の所在確認が困難となっている事例も見られた。適切な備品管理のため、定期的な所在確認と異動・廃棄の管理を実施するべきである。

適切な備品管理を行うために、上記（ア）と同様に、現時点でわかる範囲で登載し、各室課の備品として管理するとともに、一覧表を作成するなど備品の所在や管理状況が容易に確認できる台帳の整備をされたい。